

令和3年度芸北広域環境施設組合一般廃棄物処理実施計画（ごみ処理実施計画）

第1 一般廃棄物の排出の状況

1 計画区域の範囲

芸北広域環境施設組合（以降「組合」という。）を構成する次の市町の全域とする。

- (1) 安芸高田市
- (2) 北広島町

2 一般廃棄物排出状況

区 分	ごみ種別	令和2年度 (実績推定)	令和3年度 (見込)
燃えるごみ	可燃性のごみ、食品残渣、新聞、広告紙、雑誌、段ボール、ざつ紙	10,495 t/年	10,437 t/年
燃えないごみ	空かん類、空びん類、不燃性のごみ、有害ごみ	641 t/年	661 t/年
粗大ごみ	粗大ごみ	1,064 t/年	1,075 t/年
容器包装ごみ	ペットボトル、紙パック、その他プラスチック製容器包装	154 t/年	142 t/年
特定家庭用機器	テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、エアコン、衣類乾燥機	3 t/年	2 t/年
木くず・刈り草	木くず、刈り草	1,508 t/年	1,517 t/年
計		13,865 t/年	13,834 t/年

## 第2 一般廃棄物の処理主体（処理方法）

### 1 家庭から排出される一般廃棄物（以降「家庭系一般廃棄物」という。）

一般廃棄物の種類	収集・運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
燃えるごみ	組合（委託）排出者	組合（直営）	・焼却 ・資源化(古紙類)	組合（直営）	資源化（セメント原料化）
	廃食用油 排出者 個別指定業者	個別指定業者	バイオディーゼル燃料化	—	—
燃えないごみ	組合（委託）排出者	組合（直営）	破碎、選別後 ・資源回収 ・可燃物焼却、資源化	組合（直営）	資源化（固形燃料化） 埋立処分
粗大ごみ					
一時多量ごみ	排出者 許可業者				
容器包装ごみ	組合（委託）排出者	組合（直営）	選別、圧縮後 ・資源化	—	—
特定家庭用機器	組合（委託）排出者	—	保管後、指定引取場所へ運搬	—	—
木くず・刈り草	排出者	許可業者	破碎、発酵処理による資源化	—	—

- (1) 燃えるごみは、可燃性のごみ（台所ごみ・紙くず類・布類・草木類・革・廃プラスチック類等）及び古紙類（新聞・広告紙・雑誌・段ボール・ざつ紙）を対象とする。
- (2) 燃えないごみは、かん類、びん類、不燃性のごみ（なべ等の生活用品・小物電化製品等、陶器・ガラス類等）、有害ごみ（乾電池・蛍光管類）を対象とする。
- (3) 粗大ごみは、家電製品（特定家庭用機器及びパーソナルコンピュータを除く。）、家具類、小型農機具類、自転車等を対象とする。
- (4) 一時多量ごみは、一般家庭の引越し・災害等で、一時的に多量のごみを排出されるものを対象とする。
- (5) 特定家庭用機器は、特定家庭用機器再商品化法に規定される特定家庭用機器廃棄物（ユニット形エアコンディショナー・テレビジョン受信機・電気冷蔵庫及び電気冷凍庫・電気洗濯機・衣類乾燥機）で、小売業者等に引き取り義務のないもの及び管理者が認めるものを対象とする。
- (6) 木くず・刈り草は、一般家庭から、多量に排出されるものを対象とする。

### 2 事業活動に伴って排出される一般廃棄物（以降「事業系一般廃棄物」という。）

一般廃棄物の種類	収集・運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
燃えるごみ	許可業者 排出者	組合（直営）	焼却	組合（委託）	資源化（セメント原料化）
	動植物性残渣 許可業者 排出者	許可業者	発酵処理による資源化	—	—
燃えないごみ	許可業者 排出者	組合（直営）	破碎、選別後 ・資源回収 ・可燃物焼却、資源化	組合（委託）	資源化（固形燃料化） 埋立処分
粗大ごみ	排出者				
容器包装ごみ	許可業者 排出者	組合（直営）	選別、圧縮後 ・資源化	—	—
木くず・刈り草	許可業者 排出者	許可業者	破碎、発酵処理による資源化	—	—

- (1) 事業所から排出された固形状一般廃棄物は、事業者自ら処理することを原則とする。ただし、一般家庭程度のごみで、事業者と地元ステーション利用者との協議が成立した場合は、組合車両で収集運搬する。
- (2) 許可業者とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項及び第6項に規定される組合の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者をいう。
- (3) 許可業者に収集運搬を依頼できるごみは、燃えるごみ（古紙類を除く）、空かん類、空びん類、容器包装ごみ及び木くず・刈り草とする。

### 3 一般廃棄物の排出方法

- (1) 燃えるごみを出す場合は、組合指定の専用収集袋を使用し、重さは、10kg以下とし、長さは50cmまでとする。古紙類は、新聞、雑誌、広告紙・ざつ紙及び段ボールにそれぞれ分別しひもでくくり、組合指定のごみ処理券を使用し、重さは、10kg以下とする。木くず・板切れなどは、長さ50cm・重さ10kg以下にし、組合指定のごみ処理券を使用し、ひもでくくる。
- (2) 燃えないごみを出す場合は、空かん類、空びん類、燃えないごみ（小物電化製品・生活用品）、（陶器・ガラス類）及び有害ごみにそれぞれ分別し、組合指定の専用収集袋を使用し、重さは10kg以下とする。
- (3) 粗大ごみを出す場合は、組合指定のごみ処理券を使用し、長さは1.8m以下とする。
- (4) 容器包装ごみを出す場合は、紙パック、ペットボトル及びその他プラスチック製容器包装にそれぞれ分別し、組合指定の専用収集袋を使用し、重さは10kg以下とする。
- (5) 特定家庭用機器の処理を依頼する場合は、機器1台ごとに特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）を添付し、収集及び運搬手数料を納付する。また、処理する特定家庭用機器の種類は、特定家庭用機器再商品化法施行令（平成20年政令第367号）に規定する機械器具とする。

### 4 一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物

- (1) 事業所から分別排出された、空き缶、空きびん、飲料用ペットボトル、プラスチック製容器包装、ガラスくず及び陶磁器くず類（但し、建築廃材は除く。）
- (2) 事業所から排出する極少量の廃プラスチック類

### 第3 処理計画（ごみ処理実施計画）

#### 1 ごみの排出抑制・再資源化計画

##### (1) 基本方針

ア 芸北広域環境施設組合（以下「組合」という。）は、廃棄物の減量、再生利用及び適正な処理並びに生活環境の清潔に関する住民及び事業者の啓発を図るよう努めるものとする。

イ 住民は、不用品の活用等により廃棄物の排出を抑制するとともに、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を促進し、生じた廃棄物をなるべく自ら処分することにより、廃棄物の減量に努めなければならない。

ウ 事業者は、廃棄物の排出を抑制するとともに、再生利用を促進すること等により、廃棄物を減量しなければならない。

##### (2) 具体的方策

項 目	内 容
ごみの分別収集・リサイクルに対する啓発活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみの分別方法等について、スマートフォン用アプリケーションを導入し、若年層や外国人を含む住民に、ごみに関する情報提供を行う。</li> <li>学校・組合構成市町・施設が連携し、環境教育を行う。</li> <li>処理施設の見学、出前講座、環境啓発コンクールの開催及びごみゼロ学校の推進等を行い、ごみの分別や減量化に対する啓発活動に取り組む。</li> <li>組合構成市町で行われる行事等で、行事参加者への分別指導等を実施することについて、協力を行う。</li> </ul>
分別・リサイクル活動に対する支援強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域で行われる集団回収活動に対する助成金の交付等、組合構成市町と各種助成制度の設置検討について協議する。</li> <li>びん類、有害ごみ等の拠点回収を実施しているモデル地区について、分別排出物の回収支援等の協力を行う。</li> </ul>
事業者に対するごみの削減・リサイクルの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>古紙、段ボール紙等について、収集運搬許可業者から処理施設への搬入を禁止し、分別・資源化の徹底を図る。</li> <li>多量排出事業者について、リサイクル及び減量化に関する情報提供を行い、各事業所独自ルートによる資源化実施について、指導を強化する。</li> <li>処理施設において、収集運搬許可業者を含めて搬入不適物（産業廃棄物、搬入禁止物、事業系古紙、分別不適物等）の検査を行い、適正分別を促進することにより、ごみの削減を図る。</li> <li>収集運搬許可業者と協力し、収集を依頼している事業所の調査を行い、ごみの分別徹底等による排出抑制を求める。</li> <li>食品リサイクル法の対象となる食品関連事業者に対し、同法の周知による生ごみ排出量の削減と資源化を促す。</li> </ul>
ごみの減量化・リサイクルに関する新技術動向の把握及び情報収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>生ごみの減量化等、現在の技術開発動向について、積極的に情報収集を行い、効果のあるものについては、採用及び普及を検討する。</li> <li>製造メーカーや再資源化業者等から、リサイクル可能な部品等について、情報収集を行い、極力資源化に努める。</li> </ul>

## (3) 再資源化の方法及び量

区 分		方 法	形 態	再資源化量	
燃 え る ご み	燃えるごみ	芸北広域きれいセンターで焼却し、発生する焼却灰及び集じん灰をセメント原材料の一部として再資源化業者に資源化委託を行う。	焼却灰	945 t/年度	
			集じん灰	218 t/年度	
		芸北広域きれいセンターで選別保管し、資源化業者に売却し、資源化を行う。	衣類	0 t/年度	
			発泡スチロール	3 t/年度	
	動植物性残渣 植物性残渣	芸北広域きれいセンターで選別保管し、資源化業者に資源化委託を行う。	食品残渣(野菜くず、生ごみ等)	58 t/年度	
			古紙類	芸北広域きれいセンターで選別保管し、古紙回収業者に売却し、資源化を行う。 機密文書は、資源課業者に	新聞・雑誌・広告紙・ざつ紙 154 t/年度 段ボール 76 t/年度 機密文書 26 t/年度
	燃 え な い ご み	かん類	芸北広域きれいセンターで選別又は破碎後選別し、有価物として、資源化業者に売却し、資源化を行う。	スチールプレス	99 t/年度
		燃えないごみ		アルミプレス	21 t/年度
		びん類		生きびん	2 t/年度
			芸北広域きれいセンターで選別・保管後、(公財)日本容器包装リサイクル協会へ資源化委託を行う。	カレット(茶色)	67 t/年度
カレット(無色)				46 t/年度	
カレット(その他の色)				17 t/年度	
有害ごみ		芸北広域きれいセンターで選別保管後、処理業者の資源化施設へ搬入し、資源物の抽出及び処理を委託し、再資源化を行う。	廃蛍光管	7 t/年度	
	廃乾電池		18 t/年度		
粗 大 ご み		芸北広域きれいセンターで選別又は破碎後選別し、金属等については、資源化業者に売却し、資源化を行う。繁忙期に分別作業が困難な場合、資源化業者に委託し、分別及び再資源化を行う。	鉄くず	230 t/年度	
			アルミプレス	5 t/年度	
			粗大ごみ(委託)	10 t/年度	
			古毛布	0 t/年度	
			可燃性粗大ごみ	819 t/年度	
			可燃不燃混合物	207 t/年度	
			組合収集(委託)	82 t/年度	
			小型家電	99 t/年度	
			羽毛布団	1 t/年度	
容 器 包 装 ご み	紙パック	芸北広域きれいセンターで選別保管後、古紙回収業者に売却し、資源化を行う。	紙パック	2 t/年度	
	その他プラスチック製容器包装	芸北広域きれいセンターで選別・圧縮後、(公財)日本容器包装リサイクル協会へ資源化委託を行う。	その他プラスチック製容器包装	48 t/年度	
	ペットボトル		ペットボトル	20 t/年度	
特定家庭用機器	芸北広域きれいセンターで保管後、製造メーカー指定引取場所に運搬する。(製造業者等で再商品化が実施される。)	エアコン テレビ 冷蔵庫・冷凍庫 洗濯機・衣類乾燥機	2 t/年度		
木くず・刈り草	処理許可業者の施設において、破碎後発酵させ、堆肥等として再資源化を行う。	木くず、刈り草	1,517 t/年度		

## 2 収集・運搬計画

### (1) 収集区域の範囲

組合を構成する次の市町の全域とする。

ア 安芸高田市

イ 北広島町

### (2) 収集・運搬する一般廃棄物の量、収集回数及び収集の方法

#### ア 家庭系一般廃棄物

一般廃棄物の種類		一般廃棄物の量 (t/年度)	収集回数	収集方法
燃える ごみ	燃えるごみ	4,683	週2回	組合指定袋 <sup>※1)</sup> によるステーション方式
	古紙類		月1回	組合指定券 <sup>※2)</sup> によるステーション方式
燃えない ごみ	かん類	418	月2回	組合指定袋によるステーション方式
	びん類			
	燃えないごみ			
	有害ごみ			
粗大ごみ		91	年2回	組合指定券によるステーション方式
容器包装 ごみ	紙パック	141	週1回	組合指定袋によるステーション方式
	その他プラスチック製容器包装			
	ペットボトル			
特定家庭用機器		2	必要の都度	申込による各戸収集方式
合計		5,335		

#### イ 事業系一般廃棄物

一般廃棄物の種類		一般廃棄物の量 ※3 (t/年度)	収集回数	収集方法
燃える ごみ	燃えるごみ	4,086	必要の都度	許可業者 <sup>※4)</sup> による事業所別収集方式
	動植物性残渣			
	古紙類			
燃えない ごみ	かん類	1		
	びん類			
粗大ごみ		0		
容器包装 ごみ	紙パック	0		
	その他プラスチック製容器包装			
	ペットボトル			
木くず・刈り草		848		
合計		4,935		

※1、※2 「組合指定袋」及び「組合指定券」とは、芸北広域環境施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成7年規則第1号）第12条で規定される「ごみ収集袋」及び「ごみ処理券」をいう。

※3 許可業者が収集する事業系一般廃棄物の量で、排出事業者自ら処理施設に搬入する量は除く。

※4 許可業者（固形状一般廃棄物収集運搬業）は、次のとおりとする。

ごみの排出量予測及び排出抑制・減量計画により、既存の許可業者が適正な収集運搬を実施できる状態にあるため、原則として新規の許可は行わない。（ただし、道路等の公共土木施設の維持管理業務に伴い発生する一般廃棄物のみの収集運搬を行う場合を除く。）

(ア) 固形状一般廃棄物収集運搬業（事業系ごみの収集運搬を行う業者）

a 安芸高田市及び北広島町（芸北地域を除く）から発生するごみの収集運搬を行う事業者  
（五十音順：計 5社）

社 名	住 所
有限会社国司衛生興業	広島県安芸高田市吉田町国司 196 番地
株式会社コーヨー	広島県広島市安佐南区大町西一丁目 20 番 11 号
株式会社パブリック	広島県山県郡北広島町春木 249 番地 1
松岡クリーナー株式会社	広島県広島市南区出島三丁目 1 番 15 号
株式会社マルシン	広島県安芸高田市吉田町上入江 1277 番地の 3

b 北広島町芸北地域から発生するごみの収集運搬を行う事業者

（五十音順：計 2社）

社 名	住 所
西部環境有限会社	広島県山県郡安芸太田町大字寺領 1512 番地
有限会社西部パブリック	広島県山県郡安芸太田町大字津浪 1664 番地

(イ) 条件付き固形状一般廃棄物運搬業（請け負った作業に伴って発生するごみの収集運搬を行う）団体

【許可条件】 事業に伴い発生する一般家庭及び事業系一般廃棄物（各年度において定める処理実施計画に記載する産業廃棄物を含む。）の運搬。但し、保管行為を除く。  
（五十音順：計 2団体）

収集地域	団 体 名	住 所
安芸高田市	公益社団法人 安芸高田市 シルバー人材センター	広島県安芸高田市吉田町多治比 611 番地 1
北広島町	公益社団法人 北広島町 シルバー人材センター	広島県山県郡北広島町有田 1495 番地 1

(3) 組合が収集しない一般廃棄物及び処理方法

区 分	内 容	処 理 方 法
排 出 禁 止 物	大型農機具・バイク・消火器・ドラム缶・塗料入りの缶・金庫・バッテリー・農薬・ガスボンベ・ボタン電池	排出者が自ら処理するか、又は購入店や取扱店等に引き取りを依頼する。
適正処理困難物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の3の規定に基づく一般廃棄物の指定に関する告示(平成6年厚生省告示第51号)で定められた一般廃棄物 <sup>※1)</sup>	
一時多量ごみ	引越し、災害等により、一時的に多量に出るごみ	処理施設と搬入日・量等について、協議を行い、排出者自ら処理施設へ直接持ち込む。又は、許可業者に収集運搬を依頼する。
感染性一般廃棄物	医療機関等から排出される血液等の付着した包帯、脱脂綿、ガーゼ、紙くずなどの感染性病原体を含む又はそのおそれのある一般廃棄物	排出者自ら適正に処理するか、又は適正な処理業者に処理を委託する。
特定家庭用機器廃棄物(小売業者等に引き取り義務のあるもの。)	ユニット形エアコンディショナー・テレビジョン受信機・電気冷蔵庫及び電気冷凍庫・電気洗濯機・衣類乾燥機	購入した販売店又は買い替えのため、同種の製品を購入する販売店に、引き取りを依頼する。又は、排出者自ら製造メーカー指定引取場所へ搬入する。
家庭用パーソナルコンピュータ	デスクトップパソコン・ノートパソコン・CRT及び液晶ディスプレイ・一体型パソコン(標準添付品を含む。)	パソコンの製造メーカー(自作、倒産等でメーカーが不存在の場合は、一般社団法人パソコン3R推進協会)へ引き取りを依頼する。

※1 廃ゴムタイヤ(自動車用のものに限る。)、廃テレビ受像機(25型以上の大きさのものに限る。)、廃電気冷蔵庫(250リットル以上の内容積を有するものに限る。)及び廃スプリングマットレスをいう。



3 中間処理計画

(1) 組合が運営する一般廃棄物処理施設

ア 処理施設の概要

施設名 芸北広域きれいセンター  
 所在地 広島県山県郡北広島町川井 11080 番地 18  
 受入時間 午前9時～12時 及び 午後1時～4時

(ただし、土曜日・日曜日・12月31日・1月1日～3日を除く。)

※ 事情により、臨時に変更する場合があります。

名称		概要		
芸北広域きれいセンター	ごみ焼却処理施設	供用開始	平成7年4月3日	
		炉型式	准連続燃焼方式	
		処理方式	22t/16h×2炉(44t/16h)	
		ごみ投入方式	ピットアンドクレーン方式	
		排ガス処理	有害ガス除去装置+バグフィルター	
		搬出設備	バンカ方式【焼却灰貯留槽 30 m <sup>3</sup> ・集じん灰貯留槽 25 m <sup>3</sup> 】	
		汚水排水処理	クローズドシステム	
	粗大ごみ処理施設	共用開始	平成8年4月1日	
		処理方式	併用方式	
		処理能力	14t/5h	
		破砕設備	横型ハンマークラッシュヤ式	
		選別機能	鉄・アルミ・可燃物・不燃物・プラスチック・カレット(4箇所)	
		再生設備 ・能力	金属圧縮機 0.8m <sup>3</sup> /h 廃プラスチック減容機 0.3t/h	
	ストックヤード施設	供用開始	平成14年4月1日	
		保管可能容積	ペットボトル	40m <sup>3</sup>
			その他プラスチック製容器包装	56m <sup>3</sup>
			紙パック	56m <sup>3</sup>
	処理能力	ペットボトル圧縮梱包機	0.5t/5h	

イ 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量、残渣の量及び処分方法

施設別	搬入者別内訳			処 理 残 渣 ※)			
	区 分		搬 入 量 /t	種 別	発 生 量 /t	処 分 方 法	
ごみ焼却処理施設	燃えるごみ	家庭系	組 合 ( 委 託 )	4, 6 8 3	可燃ごみ	4 4	焼却処分 (委 託)
			持 込 込 み	1, 1 3 0	焼却灰	9 4 5	再資源化処分 (委 託)
		事業系	許 可 業 者	4, 0 8 6	集じん灰	2 1 8	
			持 込 込 み	5 3 8	焼却灰中の 異 物	2 0	埋立処分 (委 託)
					紙おむつ	4 0	再資源化処分 (委 託)
					機密文書	2 6	再資源化処分 (委 託)
粗大ごみ処理施設	燃えない・有害ごみ	家庭系	組 合 ( 委 託 )	4 1 8	可燃性 粗大ごみ	8 1 9	再資源化処分 (委 託)
			持 込 込 み	2 3 1	不燃性 処理残渣	8 2	再資源化処分 (委 託)
		事業系	許 可 業 者	1	レンガ・コン クリート くず等	1 3 3	埋立処分 (委 託)
			持 込 込 み	1 1	ガラスくず	2 2 0	埋立処分 (委 託)
	粗大ごみ	家庭系	組 合 ( 委 託 )	9 1	乾 電 池	1 8	再資源化処分 (委 託)
			持 込 込 み	9 3 6	蛍 光 管	7	再資源化処分 (委 託)
		事業系	持 込 込 み	4 6	可燃不燃 混合物	2 0 7	再資源化処分 (委 託)
						ペットボトル	2 0
	特定家庭用機器	家庭系	組 合 ( 委 託 )	1	その他プラ スチック製 容器包装	4 8	再資源化処分 (委 託)
			持 込 込 み	1	紙パック	2	再資源化処分 (委 託)
		事業系	持 込 込 み	0	可 燃 性 処理残渣	7 4	焼却処分 (組合ごみ焼却処理施設)
ストックヤード施設	容器包装ごみ	家庭系	組 合 ( 委 託 )	1 4 1	計	2, 9 2 3	
			持 込 込 み	1			
		事業系	許 可 業 者	0			
			持 込 込 み	0			
総 合 計			1 2, 3 1 5				

※ は、廃棄物として処理するものをいう。(古紙、鉄くず等の専ら物・有価物は含まない。)

ウ 再資源化業者に委託する廃棄物

一般廃棄物の種類	委託資源化量	委託先 (再生の場所)	再資源化の方法
焼却灰 及び 集じん灰	1,163	山口県周南市晴海町7番46 山口エコテック株式会社	加熱脱塩素処理、水洗、脱水処理により、セメント原料化。
		山口県周南市御影町1番1号 株式会社トクヤマ 【資源化工場】 山口県周南市渚町4900-4	セメントキルンによる焼成処理により、セメントに再生。
		山口県宇部市大字小串1978番地の96 宇部興産株式会社 【資源化工場】 山口県宇部市大字小串1978-7 山口県美祢市伊佐町伊佐4768	
機密文書	28	広島市南区東雲二丁目16番37号 株式会社本田春荘商店	破碎後、製紙会社にて溶解処理され再商品化。
乾電池	18	東京都文京区本郷三丁目3番11号 公益財団法人 全国都市清掃会議 【再商品化業務実施事業者】 大阪市中央区高麗橋2丁目1番2号 野村興産株式会社 関西営業所	破碎・選別後、金属、ガラス製品等に再商品化。
蛍光灯	7	【処分地】 北海道北見市留辺蘂町富士見217番地1	
ペットボトル圧縮梱包品	20	東京都港区虎ノ門一丁目14番1号 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 【再商品化業務実施事業者】 福山市神辺町下御領1360番地の1 日本合繊株式会社 御領工場	選別・洗浄後、フレーク化し、繊維原料等へ再商品化。
その他プラスチック製容器包装圧縮梱包品	48	東京都港区虎ノ門一丁目14番1号 日本容器包装リサイクル協会 【再商品化業務実施事業者】 広島市安佐南区大町西一丁目20-11 株式会社コーヨー	異物除去・配合造粒後、擬木、パレット等の樹脂原料として再商品化。
可燃性粗大ごみ	819	鳥取県境港市昭和町5番地17 三光株式会社 【処分地】 島根県松江市八束町江島1128番地105 三光株式会社 江島工場	破碎後、圧縮固化し、代替燃料として利用。
不燃性処理残渣	82		選別・焼却による資源化。
可燃不燃混合物	207		
紙おむつ	40		破碎・乾燥・炭化後、炭化物製品として資源化。

(2) 許可業者が運営する一般廃棄物処理施設

ア 木くず・刈り草の処理

(ア) 組合管内の処理施設

a 概要

施設名 株式会社竹下建設「リサイクルセンター」

所在地 広島県山県郡北広島町都志見 186 番地

受入時間 午前8時～午後5時(ただし、日曜日、祝祭日及び第2土曜日を除く。)

概 要	
許可の年月日	令和3年4月1日(更新許可)
施設の種類	高速堆肥化施設(破碎施設及び発酵施設)
処理能力	80t/日(8h)
処理方式	発酵促進剤を用いた生物学的処理 (木屑・刈草の微生物発酵による特殊肥料の製造)
設備内容	破碎機(30t/h)、自走式選別機、発酵棟、チップ置場、他
浸出水処理	施設内利用(木質チップに散水)
汚水排水処理	クローズドシステム

b 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量、処理・資源化量及び残渣の量

搬入者別内訳				搬入量 / t	処理量 / t	処理残渣量 / t
区 分						
安芸高田市及び北広島町(芸北地域を除く)	木くず	家庭系	持ち込み	1	破碎及び発酵処理 1, 448	0
		事業系	許可業者	421		
	持ち込み		633			
	刈り草	家庭系	持ち込み	1		
		事業系	許可業者	240		
	持ち込み		152			
総 合 計				1, 448	1, 448	0

(イ) 組合管外の処理施設

a 概要

施設名 株式会社 河本組「木くず・がれき類破碎施設」

所在地 広島県山県郡安芸太田町川手田之原 1496 番地

受入時間 午前8時～午後5時(ただし、日曜日、祝祭日及び第2土曜日を除く。)

b 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量、処理・資源化量及び残渣の量

搬入者別内訳				搬入量 / t	処理量 / t	処理残渣量 / t
区 分						
北広島町芸北地域	木くず	家庭系	持ち込み	0	破碎及び発酵処理 69	0
		事業系	許可業者	0		
	持ち込み		4			
	刈り草	家庭系	持ち込み	0		
		事業系	許可業者	0		
	持ち込み		65			
総 合 計				69	69	0

イ 動植物性残渣の処理

(ア) 処理施設の概要

施設名 西日本リネンサプライ株式会社「北広島エコファクトリー」  
 所在地 広島県山県郡北広島町阿坂字鍋山 11401 番地 2 外  
 受入時間 午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 3 0 分

概	要
許可の年月日	令和 3 年 4 月 1 日 (更新許可)
施設の種類	ごみ処理施設 (堆肥化発酵施設)
処理能力	5 0 t/日 (8h)
処理方式	高速汚泥コンポスト化システムによる堆肥化 (動植物性残渣等を発酵促進剤と混合後、水分含量・通気性を調整して短期間で肥料を製造)
設備内容	発酵槽、異物検出機、発酵促進剤培養タンク、選別機 他
浸出水処理	発生なし (コンクリート床による遮断及び堆肥による吸収)
汚水排水処理	生活雑排水は、合併処理浄化槽処理後に放流。他は発生なし。

(イ) 搬入される一般廃棄物の搬入者別の内訳量、処理・資源化量及び残渣の量

搬入者別内訳			処理量 / t	処理残渣量 / t
区分	区域	搬入量 / t		
動植物性残渣 (食品残渣等)	組合管内	4 8	発酵処理 4 8	0
	組合管外 (広島市他)	8 1 6	発酵処理 8 1 6	0

ウ 植物性残渣の処理

(ア) 処理施設の概要

施設名 株式会社アルファ有機 美土里工場  
 所在地 広島県安芸高田市美土里町北 2288 番地 6  
 受入時間 午前 8 時～午後 5 時 (ただし、日曜日及び祝祭日を除く。)

概	要
許可の年月日	令和 2 年 4 月 1 日 (更新許可)
施設の種類	ごみ処理施設 (高速堆肥化処理施設)
処理能力	3 0 t/日 (最大 4 5 t/日)
処理方式	好気性条件下での高温促進発酵による生物学的処理 (植物性残渣を発酵させ、汚泥発酵物と混合し、完熟肥料を製造)
設備内容	エアレーション設備、水洗式脱臭装置 2 基、温風機 6 基他
脱臭洗浄水処理	場内タンクに貯留後、産業廃棄物処理業者に処分委託
汚水排水処理	場内タンクに貯留後、産業廃棄物処理業者に処分委託

(イ) 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量、処理・資源化量及び残渣の量

搬入者別内訳			処理量 / t	処理残渣量 / t
区分	区域	搬入量 / t		
植物性残渣 (野菜くず等)	組合管内	10	発酵処理 10	0
	組合管外 (広島市他)	548	発酵処理 548	0

(3) 再生利用業個別指定業者が運営する中間処理施設

ア 処理施設の概要

施設名 特定非営利活動法人 I N E O A S A 「廃棄物再生プラント」  
 所在地 広島県山県郡北広島町大朝4413番地  
 受入方法 専用ステーションによる回収

概 要	
指 定 年 月 日	平成13年3月29日
取り扱う一般廃棄物	一般家庭から排出された廃食用油
再生利用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃食用油は、廃食用油燃料製造装置により、ディーゼル燃料化を行い、副産物としてグリセリンを抽出</li> <li>・再生された燃料は、農業機械等の燃料として利用</li> <li>・副産物のグリセリンは、堆肥の発酵促進剤として利用</li> </ul>
処 理 能 力	100ℓ/日
処 理 方 式	廃食用油にメチルアルコールと触媒を用いて反応させ、脂肪酸メチルエステル（ディーゼル燃料）とグリセリンに変換
設 備 内 容	バイオディーゼル燃料製造装置、油水分離排水処理装置、原料タンク、製品タンク 他
汚 水 処 理 設 備	製造時のろ過洗浄排水は、排水処理装置により、油水分離・予備ろ過・接触曝気・沈殿分離・消毒等の工程を経て排水放流

イ 搬入される一般廃棄物の搬入者別の内訳量、処理・資源化量及び残渣の量

搬入者別内訳			処理量 / ℓ	処理残渣量 (副産物) / ℓ
区分	区域	搬入量 / ℓ		
廃食用油 (一般家庭等)	組合管内	6,510	6,510	0

#### 4 最終処分計画

##### (1) 焼却灰中の異物の処理

###### ア 処理施設の概要

施設名 住吉工業株式会社 前田工場 最終処分場

所在地 山口県下関市大字高畑字大谷東平 161 番地の 47、字いのす 161 番、字出口 51 番

概	要
埋立面積	19,135 m <sup>2</sup>
残存容量	188,970 m <sup>3</sup> (令和2年12月末現在)
処分方式	管理型処分
構造・設備の概要	準好気性埋立構造、遮水シート、水処理施設

###### イ 委託する最終処分廃棄物の種類及び量

処理残渣
焼却灰中の異物
20 t/年度

##### (2) レンガ・コンクリートくず等、びんくず類及び焼却灰の処理

###### ア 処理施設の概要

施設名 一般財団法人広島県環境保全公社 出島地区廃棄物等埋立処分場

所在地 広島県広島市南区出島四丁目1番4号

概	要
埋立面積	166,000 m <sup>2</sup>
残存容量	1,690,000 m <sup>3</sup> (令和2年3月31日現在)
処分方式	投入台船より薄層散布工法(海面埋立)
構造・設備の概要	受入施設、投入台船、外周護岸(ケーソン式護岸、二重遮断シート、不透水性地盤)、余水処理施設

###### イ 委託する最終処分廃棄物の種類及び量

処理残渣		計
びん(ガラス)くず、レンガ・コンクリートくず等	焼却灰	
353 t/年度	20 t/年度	373 t/年度